

食品安全委員会第 163 回会合議事録

1. 日時 平成 18 年 10 月 12 日（木） 14:00 ～14:22

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

（１）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・添加物 2-メチルブタノールに係る食品健康影響評価について

（２）「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 18 年 9 月分）について

（３）その他

4. 出席者

（委員）

見上委員長代理、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、本間委員

（事務局）

齊藤事務局長、日野事務局次長、小木津総務課長、國枝評価課長、吉岡勧告広報課長、
境情報・緊急時対応課長、永田リスクコミュニケーション官、中山評価調整官

5. 配布資料

資料 1 2-メチルブタノールに係る食品健康影響評価について

資料 2 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 18 年 9 月分）について

資料 3 北朝鮮の地下核実験実施発表に対する政府の対応について

6. 議事内容

○見上委員長代理 ただ今から「食品安全委員会」第 163 回会合を開催いたします。

本日は、寺田委員長が欠席されていますので、委員長代理の私が司会進行を務めさせていただきます。

本日は、6 人の委員が出席です。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に「食品安全委員会（第

163 回会合）議事次第」がございますので、御覧いただければと思います。

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は 3 点でございます。

資料 1 が「2-メチルブタノールに係る食品健康影響評価について」。

資料 2 が「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 18 年 9 月分）について」。

資料 3 が「北朝鮮の地下核実験実施発表に対する政府の対応について」でございます。

不足の資料はございませんでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

「（１）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。
添加物 2-メチルブタノールに係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しておりますので、事務局から説明願います。○
國枝評価課長 それでは、資料 1 を御覧いただきたいと思います。

2-メチルブタノールですけれども、1 ページに「審議の経緯」ということで、今、委員長代理からお話がありましたように、本年 8 月 24 日の食品安全委員会で御報告後、8 月 24 日から 9 月 22 日まで国民からの意見の聴取を行ったものでございます。

2 ページ以降が審議結果ですが、これは前回御報告しましたので、後で簡単に説明します。

後ろから 2 ページ目を御覧いただきたいと思います。国民からの御意見・情報の募集結果ですが、1 通お寄せいただいております。「御意見・情報の概要」、それに対する「専門調査会の回答」でございます。

1 点目は「評価対象の物質が明確に定義付けられていないので明確にしていきたい。審議結果の記述からは、評価対象としている物質が合成品のみのものか、天然物由来のものも対象としているのか、不明であるので、表示内容から、対象範囲が明らかになるようご配慮いただきたい」。

回答ですけれども「『2-メチルブタノール』の名称を使用したのは、食品健康影響評価を依頼された厚生労働省からの資料に基づくものです。

今回の評価対象物質は、『3. 名称』に記載している C A S 番号から明確になっております。また、当該評価において、合成か天然かという区別は最終的な食品健康影響評価に影響しないと考えております。したがって、特段の修正は必要ないと考えます。

なお、食品添加物の成分規格を含めた規格基準の検討及び食品添加物の規制については、リスク管理機関が行うことになっていきますので、担当のリスク管理機関である厚生労働省にお伝えいたします」。

2 番目としましては「光学異性体の表示に当たっては、従来から食品衛生法施行規則で用いられている DL、dl 等の表記を用い、（＋／－）等の表記を用いないようにしていただきたい」ということでした。

これは表示に関連するところでございますので「上記の回答のとおり、特段の修正は必要ないと考えております」ということで、この御意見については、担当のリスク管理機関の方にお伝えをするとしております。

3 番目として「食品健康影響評価に関する審議結果の記述では化学物質が明確に定義付けられていないおそれがあるので、専門家の意見を聞いていただき、英名を再点検していただきたい。すなわち、2-methylbutanol というと、2-methyl-1-butanol の外に 2-methyl-2-butanol なども含まれる」ということです。

これについては、回答ということで「御指摘のとおり、2-methylbutanol では複数のものを示すことから、『3. 名称等』の英名の欄に『2-methyl-1-butanol』を追記いたします」。

以上の結果ということで、次のページに変更点を記載しております。評価書については「2-methyl-1-butanol」を追加する形で変更しております。それ以外については、変更はございません。

以上ということで、2 ページ目に戻りまして、2-メチルブタノールですけれども、これはフルーツ様あるいはワイン様の香気を有し果実等の食品に天然に含まれている成分で、欧米では焼き菓子、清涼飲料、キャンディー、インスタントコーヒーなどの様々な加工食品において香りを再現するために添加されている。

今回は厚労省が通常添加物について使っている「食品添加物の指定及び使用基準の改正に関する指針」に基づいておらず、厚生労働省の検討委員会で作成いたしました「国際的に汎用をされている香料の安全性評価の方法について」に基づいて、資料の整理がされているものでございます。

中は既に説明しましたので、省略させていただきまして、4 ページを御覧いただきたいと思います。

「10. 評価結果」になりますが「2-メチルブタノールを食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられると評価した」。

以上でございます。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。

ただ今の説明の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございました

ら、よろしくお願いいたします。

よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。

それでは、本件につきましては、添加物専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、2-メチルブタノールは食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられるでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○見上委員長代理 ありがとうございました。

それでは、引き続き「（２）『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 18 年 9 月分）について」事務局から報告をお願いします。

○吉岡勧告広報課長 それでは、資料 2 に基づいて報告申し上げます。

「食の安全ダイヤル」に寄せられた 9 月分の「（１）問い合わせ件数」ですが、42 件でございました。うち B S E 関係が 2 件でございます。

「（２）内訳」でございますが「①食品安全委員会関係」が 8 件、季刊誌やメルマガに関してのお問い合わせです。

「②食品の安全性関係」が 11 件でございます。コエンザイム Q10 の安全性の外、トランス脂肪酸についてのお問い合わせ等がございました。

「③食品一般関係」が 23 件でございます。主なお問い合わせとしては、表示に係るもの、あるいは輸入食品、健康食品に関する問い合わせでございます。

このうち「（３）問い合わせの多い質問等」ということで、質問と答の形でホームページにも載せさせていただいているものでございます。

質問は、コエンザイム Q10 の安全性について教えてほしい。

これに対する答でございますが、食品安全委員会では、平成 17 年 8 月に厚生労働省からコエンザイム Q10 の安全性に係る食品健康影響評価について意見を求められ、調査審議を重ねてきました。

コエンザイム Q10 は、ユビキノン又はユビデカレノンとも呼ばれ、動物や植物の体内で合成される脂溶性の物質であり、ヒトの体内でも合成されます。

我が国においては、心臓疾患の医療用医薬品として、1 日 30 mg の用量で認められている一方で、いわゆる健康食品として、1 日推奨量 30～300 mg の製品が流通しています。また、米国においては、サプリメントとして 1 日推奨量 100～1,200 mg の製品が流通してい

ます。

食品安全委員会で審議を行った結果「（１）コエンザイム Q10 の摂取上限目安量が判断できる長期摂取試験の不足」。

「（２）コエンザイム Q10 の生体内の合成・代謝系等に与える影響を判断できる情報の不足」。

「（３）コエンザイム Q10 の製品別の体内吸収性の差」。

「（４）健康被害事例の明確性」についての問題点が指摘され、平成 18 年 8 月 10 日、コエンザイム Q10 の安全性について、厚生労働省から提出された資料ではデータが不足しており、安全な摂取上限量を定めることは困難であると結論しました。

評価は困難でしたが、リスク管理機関である厚生労働省に対して、リスク管理措置を講じる際には、これまでどおり、原則医薬品の一日用量を超えないというリスク管理の下で、事業者の責任で、用量を考慮した長期摂取での安全性の確認、摂取上の注意事項の消費者への提供、消費者の健康被害事例を収集させるなどの指導を徹底することについても考慮すべきとしました。

これを受けて、厚生労働省では、自治体を通じて、業者への指導を行っています。

また、コエンザイム Q10 を含め、いわゆる健康食品に関する安全性・有効性情報については、国立健康・栄養研究所のホームページを御紹介しております。

以上でございます。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。

ただ今の報告の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。ございませんか。

B S E に関して 2 件というのは、だんだん少なくなっているような傾向ですけれども、推移はどうなっていますか。ひところすごく多かったですね。

○吉岡勧告広報課長 一時期は、B S E が質問の半数を占める時期もございましたが、このところ大分少なくなっておりまして、9 月につきましては、2 件でございます。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。

外にございませんか。

それでは、次に「（３）その他」ですが、北朝鮮の核実験発表に対する政府の対応に關しまして、事務局から報告があります。よろしくお願いいたします。

○境情報・緊急時対応課長 それでは、お手元の資料 3 に基づきまして、説明をさせていただきます。

「北朝鮮の地下核実験実施発表に対する政府の対応について」ということで、報告でございます。

右方に「作成日：平成 18 年 10 月 12 日」ということで、本日の日付が掲載されておりますが、本日昼前に当委員会のホームページに掲載をしております。今後、内容が変更されたり、情報が追加されることとなりますが、その際には、作成日の下に更新日を設けて、最新の更新日を明らかにする予定にしております。

内容でございますが、トップページに「北朝鮮の地下核実験実施発表に対する政府の対応について」という項目がございますので、そこをクリックしますと、1 ページ目の内容が出てくることになっております。

平成 18 年 10 月 9 日（月）の北朝鮮による地下核実験の実施発表を受けて、政府としては、放射能対策連絡会議を開催しております。我が国における放射能の測定（モニタリング）体制を強化するとともに、関係各国との連携を図るなど、万全な体制で対応しているところです。

今回の実験が事実といたしましても、地下核実験によって大気中に放出される放射能はごく微量であると推定され、人体や環境への放射能の影響は問題のない範囲と考えられます。

また、我が国の放射能影響について把握するため、放射能観測を実施しておりますが、現在、得られている観測結果は、文部科学省のホームページに掲載されております。その結果としましては、異常値の検出はありませんでした。

食品の安全に関しましても、心配すべき状況にはありませんので、国民の皆様におかれましては、冷静に対応していただきますよう、お願いいたしますということで、下の「**■** 関係機関等リンク」ということで、ここをクリックしていただきますと、それぞれの内容のところに飛ぶ形になっております。

2 ページ目は、9 日月曜日の午後に発表されました内閣官房長官の声明でございます。1～5 までございますが、5 のところで、国民の皆様方におかれては、今回の実験が事実としても、地下核実験によって大気中に放出される放射能はごく微量であると推定され、人体や環境への放射能の影響は問題ない範囲と考えられるということが記載されております。

3 ページ目でございますが、これも官邸のホームページに掲載されているものでございまして「○北朝鮮による核実験に係る我が国の当面の対応について」というものでございます。これにつきましては、先ほど 14 時に当委員会のホームページにおきましても、リン

クできるようにいたしましたので、1 ページ目の「■関係機関等リンク」にも、この内容が掲載されていることになっております。

中身としましては、1～4 がございますが「1. 対北朝鮮措置」というところで「1. すべての北朝鮮籍船の入港を禁止する」。

「2. 北朝鮮からのすべての品目の輸入を禁止する」。

こういった内容でございまして、上の文章の最後でございますように、13 日の閣議で決定することになっております。

4 ページ目以降は、文部科学省のホームページに掲載されている部分でございます。これは昨日 10 月 11 日にプレス発表され、文部科学省のホームページに掲載されているものでございます。

「1. 空間放射線量率の測定結果」ということで、通常、空間には宇宙からの放射線があるわけでございますが、もしも核実験とかが行われた場合には、その比率が変わってくるということで、異常がないかどうか調査を行いまして、異常値の検出はなかったということでございます。

「2. 高空の大気浮遊じんの採取・測定結果」ということで、航空自衛隊機によりまして、日本上空 3 空域の高度 3 km と 10 km におきまして、大気浮遊じんの採取、分析を行っておりますが、その結果、人工放射性核種は検出されなかったということでございます。

5 ページ目以降は、具体的なデータが掲載されておきまして、5 ページ目の表の一番上を見ますと「核実験発表 前日」右側は「核実験発表 2 日目」ということで、具体的なデータが書いてございますが、特に変化はなかった、異常値ではなかったという結果になっております。

8 ページ目は、防衛庁の航空機による高い区域での大気浮遊じんの調査ということで、これにつきましても、人工放射性核種は検出されずという結果になっております。

一番最後のページは「参考」でございまして、これは当委員会のホームページには掲載されておりません。「北朝鮮による地下核実験実施発表に伴う当面の対応措置について」ということで、10 月 9 日の放射能対策連絡会議代表幹事会での申し合わせでございます。

中身は大きく 2 つございまして「1. モニタリングの強化」です。

「(1) 高空の大気浮遊じんの採取・測定」というもので、先ほど紹介したものでございます。

「(2) 空間放射線量率の測定」ということで、これもデータとして紹介をしたところでございます。

「（３）地上大気浮遊じんの採取・測定」。

「（４）降下物（降水を含む）の採取・測定」につきましては、現在、分析が行われておるところでございます。近々、データが公表されると伺っております。

「２．広報体制の強化」ということで「（１）モニタリング結果の公表」につきましては、文部科学省が取りまとめまして、内閣官房が公表することになっております。

「（２）住民等からの問合せに対する対応」につきましては、消防庁、警察庁を中心に、適切に対応することとされております。

現時点におけます情報は以上でございます。これらを当委員会のホームページに掲載いたしましたところございますが、今後、地上大気浮遊じんや降水を含む降下物の各種分析結果も公表され、放射能影響について把握するためのモニタリング結果がそろそろ予定になっております。その際、特に問題がある場合には、また報告をいたしますとともに、当委員会のホームページにおける情報を適宜更新していく予定でございます。

以上でございます。

○見上委員長代理 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今報告の内容、あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。よろしいですか。

その外はございませんか。

○小木津総務課長 特にございません。

○見上委員長代理 それでは、今、説明なされた事案につきましては、事務局において引き続き関係府省等からの情報収集に努めるとともに、当委員会のホームページにおいて、国民に対する情報を適宜更新していくよう、お願いいたします。

それでは、外に議題がございませんようで、本日の委員会の議事はこれで終了いたしました。

以上をもちまして「食品安全委員会」第 163 回会合を閉会いたします。

次回の委員会会合につきましては、10 月 19 日木曜日 14 時から開催を予定しておりますので、お知らせします。

また、10 月 13 日金曜日 10 時から添加物専門調査会を公開で開催。

同じく 10 時からプリオン専門調査会を公開で開催。

同じく 14 時から食品に関するリスクコミュニケーション（東京）－世界における B S E リスクとその評価について－の開催を予定しております。

さらに、10 月 16 日月曜日 14 時から農業専門調査会幹事会を公開で開催。

14 時 30 分から農薬総合評価第二部会を非公開で開催。

10 月 17 日火曜日 14 時から遺伝子組換え食品等専門調査会を非公開で開催。

10 月 18 日水曜日 10 時から汚染物質・化学物質専門調査会合同ワーキンググループを公開で開催。

同じく 10 時から食品の安全性に関する地域の指導者育成講座（東京）の開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。以上です。